

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）から請求があった休業期間は、休業補償給付の支給要件を満たすとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人はタクシー乗務員として勤務していたところ、平成〇年3月25日、後続車両に追突され、頸部を痛めたため、翌日〇病院を受診し「むちうち症」と診断され、同年7月14日まで休業した。

請求人は平成〇年3月26日から同年7月12日までの期間について、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求期間のうち、平成〇年4月9日から同年7月12日までの休業補償給付については支給要件を満たさないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

私は、首に痛みがあり、安全運行ができないことから休んだため、監督署長の不支給決定の処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

主治医の診断書に「安静、痛みは数日続くと思われる、約2週間の治療を要する」と記載されており、労災協力医も意見書において「事故状況、車両の損傷程度及び診断書より、2週間の休業は認める」と述べていることから、初診から2週間の期間については、療養のため労働することができなかつたものと認め、休業補償給付を支給し、以降の平成〇年4月9日から同年7月12日までの期間は、療養のための休業とは認められず、不支給としたものである。

4 審査官の判断

(1) 治療の経過をみると、初診から平成〇年7月12日まで保存的治療が行われていたものと認められる。また、主治医は、「他覚的所見は特にない、運転できないほどの状態ではないこと、事務仕事や軽作業を行うことは十分可能であること」と述べており、軽作業は可能な状態であった。

(2) 請求人は、「休業中、日常生活でできないことはなかった、事故後1か月半過ぎくらいから通院のため自家用車の運転をしていた」と述べている。

(3) したがって、軽作業は可能であるとの主治医の意見、請求人の申述を総合すると、請求人は少なくとも事故後2週間を経過した後において、「労働することができない」状態には該当しなかつたものと認められ、治療を継続する必要性、つまり治ゆ（症状固定）の状態に該当するか否かを検討すべきものであり、請求人は、平成〇年4月9日以降は、一般的

な労働は可能な状態にあったものと認められる。

(4) しかしながら、請求人は保存的治療を続け、監督署長は、平成〇年 11 月 10 日までの期間の療養補償給付を認めていることから、請求人が治療を受けるために通院した日の 44 日分については、療養のために通院し、かつ、労働しておらず、賃金を受けていないという請求人の実態から、療養のため労働することができないために賃金を受けていない日として認めることが妥当である。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。